

別表

(1) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

補助対象経費	基準額
経験年数の長い訪問介護員等が経験年数の短い又は訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し指導を行う取組に要する経費 (経験年数の短い訪問介護員等1人につき30回まで)	① 金沢市の特定事業所加算算定対象外地域又は内灘町に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき2,500円 30分以上の同行支援1回につき4,000円 ② 上記①の地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円

(2) 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援

	補助対象経費	基準額 (※1)
人材確保に関する経費 (※2)	新規職員の採用等に係る費用(※3) <採用関連> ・求人広告掲載費 ・採用担当職員の交通費 ・採用面接の会場費 ・選考に係る事務費用 ・ユニフォームやタブレットの購入費用等 <研修関連> ・新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費)	30万円
	休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 ・利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用 (※4)	20万円
	同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・応援職員の旅費・宿泊費(遠方からの応援の場合) ・応援元事業所への手当	10万円
利用者の引継等に関する経費	休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用(会議費用等) ・利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト(ガソリン代・公共交通機関の運賃)等	10万円 (※5)

(※1) 1事業所当たりの金額。ただし、集合住宅等(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等)の併設事業所は補助対象から除くものとする。

- (※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等が想定される。なお、「休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費」を除き、(サービス提供を継続する事業所における) 訪問介護員等の急な退職に伴うかかり増し経費も助成対象とする。
- (※3) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援との併用も可能。
- (※4) 休廃止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。(休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。)
- (※5) 周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円。